

都城市カンガエールプラザ指定管理者候補者選定の概要

都城市カンガエールプラザの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が令和2年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

職業訓練法人都城地域職業訓練協会

(2) 代表者名

中村 武照

(3) 所在地

都城市年見町13号11番地

(4) 設立年月日

昭和45年3月27日

(5) 従業員数

職員6名 非常勤講師28名

(6) 業務内容

- ①会員の雇用する労働者に対する認定職業訓練を行う。
- ②求職者に対する認定職業訓練を行う。
- ③都城地域高等職業訓練校の施設を他の事業主等の行う職業訓練のために使用させ、又は委託を受けて他の事業主等に係る労働者に対して職業訓練を行う。
- ④職業訓練に関する情報及び資料の提供を行う。
- ⑤職業訓練に関する調査及び研究の提供を行う。
- ⑥職業紹介事業を行う。
- ⑦他、職業能力の開発の促進に関し必要な業務を行う。

2 指定期間

令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日（5年間）

3 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市カンガエールプラザ (都城市年見町14号1番地)	敷地面積：5,043.18㎡ 延床面積：2,378.19㎡

	管理棟・実習棟・倉庫・宿舎・自転車置場等 ※ただし、カンガエール別棟1は対象から外す。
--	--

(2) 業務概要

- ①産業の発展を担う人材の育成に関すること。
 - ・勤労者の人材育成や技術研鑽・能力開発を、総合的かつ計画的に講ずること。
 - ・将来の産業界を担う子どもたちの発想力と想像力の育成を目的とした団体活動や企業者の支援を、総合的かつ計画的に講ずること。
- ②施設利用に関すること。
 - ・施設の利用許可、利用許可の取り消し、利用の制限、原状回復に関する業務
 - ・利用料金徴収、減免及び還付に関する業務
- ③施設の維持及び修繕に関すること。
 - ・老朽化した施設でもあるため、指定管理者自らが維持管理の経費節減を行うこと。
- ④その他施設等の管理及び運営に関すること。
 - ・施設全体の警備に関する業務
 - ・防災、安全対策に関する業務
 - ・事故、災害等緊急時の対応に関する業務
- ⑤管理運営に関し、市が必要とする報告書等の作成を行うこと。

4 事業計画の概要

(1) 市民の平等な利用に関すること
<p>市民の皆様の利用ニーズの把握のための情報収集及びPR等や、公平・公正な利用の確保に努め、全ての皆様に公平な対応をします。</p> <p>施設に係る相談や苦情等へ迅速で誠実な対応を行い、運営改善を関連行政機関、関係者と協議し、その後の管理運営に活かします。</p> <p>都城市環境基本計画の指針を理解し、環境に優しい施設づくりを目指して、節電・節水、ごみの分別等様々な取組を推進してまいります。</p>
(2) 施設効用の発揮に関すること
<p>市民の皆様に、施設利用案内書を作成し、PR等を行い周知を図ります。</p> <p>アンケート調査による情報収集や商工政策課との運営会議により市民の皆様のニーズに応えます。</p> <p>おもてなしの心あふれる接遇などサービスの向上を図り、利用者の視点に立った活動・運営を行います。</p>
(3) 経済的な管理運営に関すること
<p>過去の支出実績データを基にした経費配分を行っています。</p>

<p>マルチワーク体制や隣接施設管理運営による効率的な経費節減を図ります。</p> <p>訓練生や利用者による清掃分担や職員による草刈作業の実施など、施設の機能性維持とコスト削減を図りながら施設の美化に努めます。</p>
<p>(4) 安定的な施設の管理運営に関すること</p> <p>人員体制、連絡体制、勤務体制、責任体制を整備し、施設の管理運営を行います。</p> <p>災害時は、施設利用者・関係者の安全を第一に、迅速な対応と関係機関との連携を行います。</p>
<p>(5) 地域への貢献に関すること</p> <p>昭和25年に都城市北諸県郡建築技能者養成所として現在の所在地（都城市年見町）に開設し、昭和45年に職業訓練法人都城地域職業訓練協会となりました。</p> <p>現在勤務する全職員6名中5名が当地域在住者であり、新規採用の必要性が発生した場合も地元雇用を優先的にを行います。</p>
<p>(6) その他、公の施設を管理するに当たり必要な基準に関すること</p> <p>第2次都城市総合計画の基本構想に掲げるまちづくりの基本方針「地の利を活かして雇用を創る」に基づき、市の産業の発展・振興のために、人材育成が重要であると考え、労働者・求職者に対する職業訓練の実施や、職業紹介事業の実施を行います。</p> <p>老朽化した施設内の安全・異常を確認するために職員による施設内巡回を毎日定期的実施し、業務日誌に点検記録として管理、速やかに軽微な修繕で対応することにより修繕費等の節減に取り組みます。</p>
<p>(7) 公の施設を管理するに当たりアピールしたいこと</p> <p>平成19年4月から現在まで、都城市カンガエールプラザの指定管理者として、無事故で管理運営しております。</p> <p>指定管理者仕様書、条例、条例施行規則等、職員に周知し遵守します。</p>

5 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

1団体

②指定管理者候補者選定までの経過

令和2年5月26日

第1回選定委員会開催

令和2年6月15日～令和2年6月30日

募集（暮らしの情報6月15日号、市ホームページへの掲載）

令和2年7月1日

現地説明会

令和2年7月8日～令和2年7月17日

申請書類受付

令和2年8月25日

第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査

令和2年9月24日

選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	宮崎県職員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

令和2年8月25日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査を基に、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で職業訓練法人都城地域職業訓練協会が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・市の管理運営方針、施設の設置目的を十分に理解しており、利用者からの要望や苦情に対して誠意を持って迅速に対応し、その後の管理運営にも生かしていることから、市民の利用に配慮した適切な管理運営が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・パンフレットやチラシ、協会ホームページ等を活用して周知が図られており、また、利用者へのアンケート調査によりニーズや情報収集を図っているほか、訓練生の実習の一環として修繕を行うなどの工夫も見られ、施設の特徴を生かした効果的な管理運営が期待できること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・隣接する職業訓練センターと一体的に管理を行うことで、効率かつ効果的な管理運営が期待できること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・平成19年4月から現在まで長期にわたって運営してきた実績があり、また、指揮系統図や責任分担表が常備され、責任者も常駐していることから、安定的な管理運営が期待できること。

「選定基準5 地域に貢献する取組が確保されていること」

- ・雇用状況から地元雇用を優先するなどの配慮が伺え、地域の経済的貢献に期待できること。

「選定基準6 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・老朽化施設の現状に対して具体的な取組が明示され、維持管理経費削減や市民サービス向上の効果が期待できること。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の効用を最大限に発揮するため、利用の促進に関する項目や、事業計画に沿った管理を安定的に行う人的能力に関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・施設の設置目的に沿った提案であり、団体の財務状況についても特に問題はないと判断した。
- ・施設管理の経費削減に工夫があり、的確な管理運営が期待できる。

(5) 選定結果

別紙のとおり

【別紙】

選定結果

選定基準	配点	採点結果	審査項目	一人当たり配点	審査内容
		職業訓練法人 都城地域職業 訓練協会			
1. 市民の平等な利用が確保されること	120	95.4	管理運営方針等	12	当該公の施設の管理方針の考え方 当該公の施設の設置目的の考え方 環境に配慮した取組み 申請者の経営モラル
			平等利用	8	相談や苦情等への対応
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	162	115.2	利用の促進	15	住民ニーズに基づく利用者増についての提案 利用者増のための広報・PR対策についての提案 関係団体や地域住民との連携、交流についての提案
			サービス・利便性の維持向上	12	利用者サービスの向上に関する提案 (利用者・時代のニーズに沿ったサービス等) 施設の維持管理、安全管理の的確な実施 施設の設備、機能等の有効活用 適切な利用料金の提案 安全面への配慮に対する提案
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	36	26.4	経費配分	6	適正な経費配分の考え方について提案されているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	162	123.6	物的能力	12	申請団体の財務状況 類似施設の運営実績 収支計画の積算根拠の明確性、実現可能性

【別紙】

					収支計画と事業計画との整合性
			人的能力	1 5	組織体制、勤務体制、責任体制 利用団体の指導及び育成支援の提案 職員の指導育成、研修体制の提案 個人情報保護、情報公開及び労働法令等についての認識 まちづくりへの熱意、申請団体（新規）の将来性、地域 団体や地域住民等との融合性、高齢者、障害者雇用への 配慮、利用状況の把握
5. 地域に貢献する取組が確保されて いること	6 0	5 2	地域貢献	1 0	都城市内に本店等を有しているか 地域雇用の考え方 地域に貢献する取組の提案
6. その他、公の施設を管理させるに 当たり必要な基準	6 0	4 7	施設の設置 目的と現状 に即した取 組	1 0	本市の産業発展、人材育成等に対する考え、取組 老朽化した当施設の現状を踏まえた経費節減の取組
合計	6 0 0	4 5 9. 6		1 0 0	
〈参考〉提案金額（単位：千円）		2, 4 4 6	（令和3年度）		

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。